

女性の活躍企業認証Q & A

【申請の単位】

- Q 1 県内に「A事業所」と「B事業所」があるが、認証の対象は、各事業所単位か。
A 1 各事業所単位で申請しても、主たる事業所で一括申請しても、どちらでも結構です。

【就業規則】

- Q 2 「就業規則」は必要か。
A 2 就業規則を定めていることが認証の要件ですので、申請に当たっては就業規則の添付が必要です。
但し、次のいずれかの添付資料を添付する場合は、「就業規則」本体の添付を省略することができます。

添付資料	対象
ファミリーフレンドリー企業登録証の写し	愛知県ファミリーフレンドリー企業
就業規則の表紙（労働基準監督署の届出印があるもの）の写し	常時10人以上の従業員を使用する場合（労働基準法に基づき届出義務があります。）

【提出書類の例】

- Q 3 提出書類のうち「取組内容」はどのような書類が必要か。
A 3 研修記録、研修資料、社内報等実際の取組がわかるものを添付してください。
- Q 4 提出書類のうち「5年前と現在の人数」はどのような書類が必要か。
A 4 社内資料で、女性正社員数の推移がわかるものを添付してください。
- Q 5 提出書類のうち「過去3年以内の事例」はどのような書類が必要か。
A 5 社内規程がない場合は、事例のわかる資料を添付してください。
なお、貴社の事例が取組に該当するか迷われた場合や、提出する資料にご不明な点がある場合は、男女共同参画推進課に事前に相談してください。

【その他】

- Q 6 「育児・介護休業法で定めた基準を上回る制度」について、育児・介護休業法が改正（平成29年10月1日施行）されるが、どのような取扱いになるか。
A 6 平成29年9月1日以降の申請について、改正後の内容と照らし合わせて基準を上回っているか判断します。